

# 大阪ユニセフ協会規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、大阪ユニセフ協会という。

### (事務所)

第2条 本会は、事務所を大阪府大阪市浪速区湊町1丁目4番1号大阪シティエアターミナルビル2階に置く。

### (目的)

第3条 本会は、公益財団法人日本ユニセフ協会（以下「日本ユニセフ協会」という）との協力協定に基づき、大阪府において日本ユニセフ協会の定款目的の実現に協力することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、ボランティアの活動により、次の事業を行う。

- (1) ユニセフのための広報及び啓発事業
- (2) ユニセフへの募金協力事業
- (3) その他日本ユニセフ協会の定款目的の実現に協力する事業

## 第2章 会員

### (会員)

第5条 本会の目的に賛同して入会した個人又は団体を会員とする。

### (入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。

- 2 会長は会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書類をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (会費)

第7条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会費は、本会の運営費に充当するものとする。

### (資格喪失)

第8条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会をしたとき
- (2) 死亡又は団体が解散したとき
- (3) 会費を1年以上滞納したとき
- (4) 除名されたとき

#### (退会及び除名)

**第9条** 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、いつでも退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、除名することができる。

- (1) この規約の規定に違反したとき
- (2) 本会の秩序を著しく乱したとき

### 第3章 役員及び事務局

#### (役員)

**第10条** 本会に次の役員を置く。任期は2年とし、再任を妨げない。補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- (1) 理事 30名以上
- (2) 監事 2名以上3名以内

#### (選任)

**第11条** 理事及び監事は当該理事及び監事候補者を除く理事会において選任し、理事の中から互選で次の役職者を選任する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 常務理事 若干名

2 前項による理事及び監事の選任については、直後の総会により承認を受ける。

3 前項の総会の承認が得られない場合、当該理事または監事は総会の翌日から理事または監事の地位を失う。ただし、総会の日までに当該理事または監事が行った職務及び参加した理事会決議の効力に影響を及ぼさない。

#### (職務)

**第12条** 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときにはその職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事会の議決に基づき必要に応じて本会の常務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、本会の業務を議決する。
- 5 監事は、本会の会計及び業務執行状況を監査する。

#### (顧問)

**第13条** 本会に理事会の議決により、顧問を委嘱することができる。

- 2 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対して意見を述べることができる。

#### (事務局)

**第14条** 本会の事務を処理するために、事務局を設ける。

- 2 理事会の議決を経て、会長が事務局長を任免する。
- 3 必要に応じてスタッフを置くことができる。

## 第4章 総会

### (構成)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

### (招集)

第16条 総会は、定時総会と臨時総会とする。

2 定時総会は、毎年1回事業年度終了後3ヵ月以内に会長が招集し、臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。

3 総会の招集は、会日の2週間前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、会員に通知しなければならない。

### (議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

### (審議事項)

第18条 総会は、この規約に規定するもののほか、次の事項を審議する。

- (1) 本会の事業計画と予算
- (2) 本会の事業報告と決算
- (3) その他本会の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項

### (定足数及び議決)

第19条 総会は、会員の過半数上の出席がなければ、開会することができない。ただし、総会に出席できない会員は、書面により議決権を行使することができ、出席したものとみなす。

2 会員は、各1個の議決権を有する。

3 総会の議決は、この規約で別段の定めるもののほか、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (議事録)

第20条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、10年間これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席会員の数（書面による議決者を含む）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、総会に出席した会員の中から選任された議事録署名人2名が、議長とともに署名しなければならない。

## 第5章 理事会

### (構成)

第21条 理事会は、理事及び監事で構成する。

### (審議事項)

第22条 理事会は、この規約で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した会務の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (招集)

第23条 理事会は、年2回以上会長が招集する。

- 2 理事会の招集は、会日の2週間前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、理事及び監事に通知しなければならない。

### (議長)

第24条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

### (定足数及び議決)

第25条 理事会は、理事現在数の過半数以上の出席がなければ、開会することができない。

ただし、理事会に出席できない理事は、書面により議決権を行使することができ、出席したものとみなす。

- 2 理事会の議決は出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (議事録)

第26条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、10年間これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事・監事の現在数及び出席理事・監事の数（書面による議決者を含む）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、理事会に出席した理事の中から選任された議事録署名人2名が、議長とともに署名しなければならない。

## 第6章 財産及び会計

### (財産)

第27条 本会の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品

- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

**(財産管理)**

**第28条** 本会の財産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

**(事業年度)**

**第29条** 本会の事業年度は、1月1日から12月31日までとする。

## 第7章 規約の変更及び解散

**(規約の変更)**

**第30条** この規約は、理事会及び総会において、それぞれ理事現在数及び会員現在数の3分の2以上の賛成の議決を経なければ変更することができない。

**(解散)**

**第31条** 本会は、理事会及び総会において、それぞれ理事現在数及び会員現在数の3分の2以上の賛成の議決を経て解散することができ、残余財産については日本ユニセフ協会に寄付するものとする。

## 第8章 補則

**(補則)**

**第32条** この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 附則

- 1 この規約は、財団法人日本ユニセフ協会の大阪支部として、2001年8月1日の発足時から施行する。
- 2 第7条の会費は2011年4月以降、次の各号に掲げるものとする。

個人	1口	年額	3,000円
団体	1口	年額	100,000円
- 3 財団法人日本ユニセフ協会が、公益財団法人に移行した2011年4月以降に、大阪ユニセフ協会規約として全面改定を行う。
- 4 2017年3月に第11条を改定する。
- 5 2025年7月に第10、11、12、18、20、22、26、30、31条及び附則を、この1行に加えて変更する。